

1. 建築物

[14]券売機

整備の基本的考え方

映画館やスポーツ施設の入場券等の券売機などは、頻繁に利用する設備であり、高齢者や障害者も安全かつ円滑に利用できるようにその整備を行なう。

整備基準

券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を1以上設けること。

- イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう適切な高さとする。
- ロ 視覚障害者の利用に配慮した表示をすること。
- ハ 直接地上へ通ずる出入口から口に定める構造の券売機に至る通路及び当該券売機から改札口に至る通路のうち、それぞれ1以上の通路に誘導用床材を敷設すること。

さらに望ましい基準

- ・ 車いす使用者の利用に配慮し、券売機の下部にスペースを設け、券売機の前面に車いすが転回できるスペースを設けること。

○解説

※適切な高さ：操作板及び入場券などの取り出し口の高さは、45cm～125cmの間。

※視覚障害者の利用に配慮した表示：点字標示や音声誘導装置。

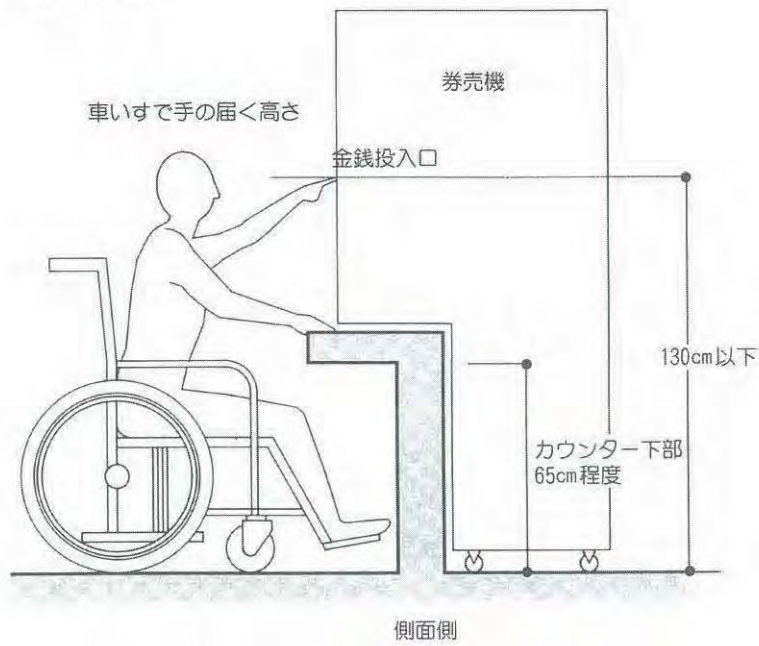
※誘導用床材：周囲の床材の色と明度の差の大きい色の床材その他の周囲の床材と識別しやすい床材に限る。(参考解説図参照)

○配慮事項

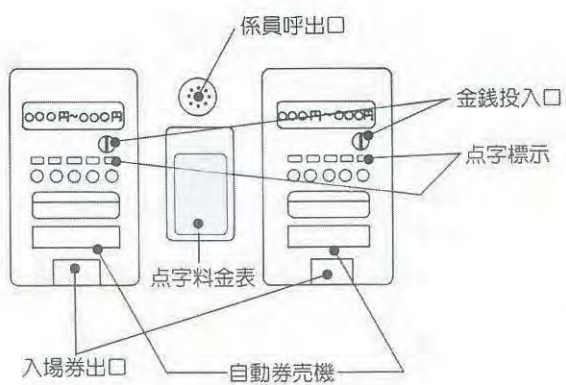
- ・ 係員呼出口は利用しやすい高さに設けること。
- ・ 操作ボタンは高齢者にも見やすいよう大型の文字等を使用し、点字標示を併設させること。
- ・ 自動販売機や現金自動支払機についても、これらに配慮した構造とすることが望ましい。

参考解説図

■券売機の高さの仕様



■券売機の点字標示



■誘導用床材の敷設例

